

ビジネスマッチングフェア 桐生 2015 出展者募集

10月16日(金)開催 申し込みは7月31日(金)まで

2月10日(火)、桐生市・桐生商工会議所・桐生信用金庫の3者が地域経済の発展と地域社会の繁栄を目的として「包括的連携協力に関する協定」を締結しました。これに基づき、地域企業の魅力ある技術・製品を広くPRするため、3者共同で「ビジネスマッチングフェア桐生

2015」を開催します。「ビジネスマッチングフェア桐生2015」では、地域企業の製品・技術・サービスなどの展示・商談や官公庁関連・大学・試験研究機関などのブース展示のほか、大手バイヤー企業との個別商談会を行います。

期日 10月16日(金)
時間 午前10時～午後4時
場所 市民体育館(相生町三丁目)

対象 ①次のいずれかに該当する企業
・市内に本社又は事業所を置く企業
桐生市、桐生商工会議所、桐生信用金庫と協定又は連携する関係事業者
募集数 130社
出展費用 1ブースあたり3万円
申し込み 7月31日(金)までに所定の申込用紙に必要事項を記入し、市役所3階の産業政策課又は桐生商工会議所、桐生信用金庫のいずれかに御提出ください。

申込用紙は市ホームページのほか、産業政策課、桐生商工会議所及び桐生信用金庫に有ります。

問い合わせは、産業政策課産業政策係(☎内線582)へ。

御推薦ください 産業振興貢献企業

感謝状を贈呈します

市内の企業に多額の発注をして、市の産業振興に貢献した企業に対して、感謝状を贈呈いたします。

対象となるのは、市外の企業で、次の①・②のいずれかに該当する企業です。

①市内の1企業に対する年間発注額が5000万円以上で、その企業の年間受注額の50

パーセント以上を占める企業
②市内の1企業への年間発注額が合計1億円以上の企業

貢献企業の決定及び贈呈式

感謝状を贈呈する企業は、市内の企業からの推薦に基づいて8月中旬に審査し、決定します。43回目となる今年の贈

呈式は、10月30日(金)を行う予定です。

貢献企業の推薦は、7月31日(金)までに、所定の推薦用紙に必要事項を記入し、直接又は郵送で産業政策課(市役所3階、〒376-8501桐生市役所)、新里・黒保根支所地域振興整備課に提出してください。

推薦用紙は、産業政策課のほか、市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課産業政策係(☎内線564)へ。

展示会等出展補助 国際認証等取得補助

ともに残りわずか

県外展示会で自社製品をPRする企業や国際認証(ISO9001、ISO14001、エコアクション21)の取得を目指す企業で、補助を希望する場合は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、対象となる展示会や認証の申込みの写しと概要資料を添えて、直接、市役所3階の産業政策課に提出してください。

申請用紙は産業政策課又は市ホームページに有ります。受け付けは先着順とし、予算額に達し次第、終了します。問い合わせは、産業政策課産業政策係(☎内線584)へ。

介護保険業務専用封筒 広告募集

掲載規格 = 1 枚縦40ミリメートル、横90ミリメートル、封筒裏面に黒1色で掲載します。

封筒の規格・作成枚数 = 縦218ミリメートル、横105ミリメートルの封筒28,000枚

掲載料・募集枚数 = 1枚当たり74,528円(税込み)で4枚
使用期間 = 8月から在庫がなくなるまで(半年程度)

応募条件 = 納付すべき市税などを滞納していないこと。
申し込み = 7月24日(金)までに、申込書に必要事項を記入の上、長寿支援課へ直接提出してください。

広告掲載基準、掲載の順位などは、桐生市公用封筒広告掲載要綱を御覧ください。申込用紙と桐生市公用封筒広告掲載要綱は、同課と市ホームページに有ります。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係(☎内線390)へ。

市有地を売却します

売却物件は、下表のとおり13件です。

<申し込み>

①～⑫（随時売却）＝平成28年3月31日（木）まで（土、日、祝日及び12月29日から平成28年1月3日を除く）に先着順で随時売却します。申込用紙に必要事項を記入し、市役所3階の財政課財産管理係（市役所3階）へ申し込みください。

⑬（入札）＝7月8日（水）から24日（金）まで（土、日、祝日を除く）に申込用紙に必要事項を記入し、市役所2階の水道局総務課庶務係へお申し込みください。購入者は入札で決定します。

申込用紙と案内書は各担当課のほか、市ホームページに有ります。

問い合わせは、①から⑫までについては財政課財産管理係（☎内線547）、⑬については水道局総務課庶務係（☎内線323）へ。

	場所	用途地域など		地積		①～⑫＝売却価格 ⑬＝最低入札価格
				m ²	坪	
①	浜松町二丁目77-30	準工業	宅地	147.51	44.62	5,800,000円
②	東七丁目17-15	第一種住居	宅地	104.49	31.60	2,380,000円
③	宮本町一丁目1286-5外5筆	商業	宅地	831.70	251.58	21,800,000円
④	境野町七丁目23-32	準工業	宅地	160.82	48.64	2,450,000円
⑤	広沢町六丁目197-7	準工業	宅地	218.21	66.00	5,020,000円
⑥	広沢町六丁目213-4外4筆	準工業	宅地	301.38	91.16	4,830,000円
⑦	相生町四丁目301-1	準工業	宅地	270.53	81.83	5,790,000円
⑧	相生町四丁目301-2	準工業	宅地	313.45	94.81	6,590,000円
⑨	相生町四丁目301-3	準工業	宅地	313.42	94.80	6,590,000円
⑩	相生町四丁目301-11	準工業	宅地	270.52	81.83	5,420,000円
⑪	相生町四丁目316-2	準工業	宅地	1,231.79	372.61	17,000,000円
⑫	相生町四丁目330-6	準工業	宅地	401.23	121.37	5,940,000円
⑬	相生町二丁目81-7	準工業	水道用地	617.00	186.64	9,220,000円

※坪面積は、平方メートル面積に0.3025を乗じて算出し、端数処理したものです。

子育て就労者 市内居住奨励金



子育て就労者、事業所ともに最大10万円

転入後6か月以内に申請を
 定住を目的として市内に転入する子育て就労者及び当該就労者が勤務する事業所などに対する奨励金を交付します。

対象Ⅱ次に該当する人及び事業所
 ①子育て就労者
 ・転入日から5年以上定住す
 ・事業所などⅡ子育て就労者と同額
 入した中学生以下の子を養育する者
 ②事業所など
 ・当該子育て就労者を正規従業員として雇用する者
 ■奨励金額
 ・子育て就労者Ⅱ中学生以下の子の人数に5万円を乗じた額（上限10万円）
 ・事業所などⅡ子育て就労者と同額

転入日から5年以上定住すること
 ・子育て就労者及び当該就労者が勤務する事業所などに市税などの未納がないこと
 ■申し込み
 申請用紙に必要事項を記入し、市役所3階の産業政策課に提出してください。
 申請用紙は、産業政策課のほか、市ホームページに有ります。
 問い合わせは、産業政策課 産業政策係（☎内線584）へ。

後期高齢者 医療保険料額

決定通知書を 郵送します

平成27年度の保険料率と限度額は次のとおりです。
 均等割額Ⅱ4万3600円
 所得割率Ⅱ8・6パーセント
 1人当たりの限度額（最高額）Ⅱ57万円

なお、料率・限度額とも平成26年度と変更はありません。
 普通徴収の人（保険料が年金から天引きされない人）には、7月中旬に保険料決定通知書を郵送します。納付書が添付されていますので、納期限までに忘れずに納付してください。

特別徴収の人（保険料が年金から天引きされる人）には、7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。特別徴収の人でも手続きにより口座振替に変更することがあります。

問い合わせは、医療保険課 保険税係（☎内線274）へ。